

騒音関連法令に係る特定施設一覧表

特定施設名	騒音規制法		京都府環境を守り育てる条例(騒音)		
	届出要否	条件等	届出要否	条件等	
金属加工機械	圧延機械	○	原動機出力合計22.5kw以上	○	
	製管機械	○			
	ベンディングマシン	○	ロール式で3.75kw以上	○	
	液圧プレス	○	矯正プレスを除く	○	
	機械プレス	○	加圧能力30トン以上	○	
	せん断機	○	3.75kw以上	○	
	鍛造機	○			
	ワイヤーフォーミングマシン	○			
	ブラスト	○	タンブラスト以外で密閉式を除く	○	
	タンブラー	○			
	切断機	○	砥石を用いるものに限る		
	自動旋盤			○	
	平削盤			○	
	型削盤			○	
研磨機			○	工具用を除く	
圧縮機・送風機	空気圧縮機(空気を圧縮する物のみ)	○	7.5kw以上		
	圧縮機(コンプレッサーすべて)			○	3.75kw以上
	送風機(排風機を含む)	○	7.5kw以上	○	3.75kw以上
粉砕機	土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	○	7.5kw以上	○	
	その他の用に供する粉砕機			○	
繊維機械	織機	○	原動機を用いるもの		
	撚糸機			○	
建設用資材 製造機械	コンクリートプラント	○	気泡プラントを除き混練容量 0.45m ³ 以上	○	
	アスファルトプラント	○	混練重量200kg以上	○	
穀物用製粉機	穀物用製粉機	○	ロール式で7.5kw以上		
木材加工機械	ドラムバーカー	○			
	チッパー	○	2.25kw以上	○	
	碎木機	○			
	帯のご盛	○	製材用15kw以上	○	0.75kw以上
	丸のご盛	○	木工用2.25kw以上	○	0.75kw以上
	かんな盤	○	2.25kw以上	○	0.75kw以上
	立のご盛			○	0.75kw以上
抄紙機	抄紙機	○			
印刷機械	印刷機械	○	原動機を用いるもの		
合成樹脂加工機械	合成樹脂用射出成形機	○			
	合成樹脂加工機械			○	
鑄造型機	鑄造型機	○	ジョルト式のもの	○	
その他	遠心分離機			○	直径1.2m以上
	クーリングタワー			○	0.75kw以上(3.75kw以上は送風機)
	重油バーナー			○	回転式、低圧空気式を除く
	工業用動力マシン			○	同一作業場内に3台以上保有
	ガラス研磨機			○	
	ニューマチックハンマー			○	
	コルゲートマシン			○	

騒音に係る規制基準(dB)

時間の区分	区域の区分			
	第一種区域 第1種低層住居 第2種低層住居	第二種区域 第一種区域以外 の住居専用地域	第三種区域 近隣商業/商業 /準工業	第四種区域 工業/工業専用
昼間 8:00~18:00	45	50	65	70
朝 6:00~8:00	40	45	55	60
夕 18:00~22:00				
夜間 22:00~6:00	40	40	50	55

問合せ先

宇治市人権環境部環境企画課
tel 0774-22-3141
(内線2253・2254)
FAX 0774-21-0423

※学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地の周囲50mの区域内は、当該各欄に定める規制基準値から5dB減じた値とする。(第一種区域は適用外、第二種区域は夜間を除く)

法令に関する届出等について(各対象法令ごとに2部ずつ提出)

	騒音規制法	京都府環境を守り育てる条例(騒音)
新設	「特定施設設置届」 工事開始の日の30日前までに届出ること	「特定施設設置届」 工事開始の日の30日前までに届出ること
既設	「特定施設使用届」 特定施設になった日から30日以内に届出ること	「特定施設使用届」 特定施設になった日から30日以内に届出ること
変更	「特定施設の種類の数変更届」 「騒音の防止の方法変更届」	「特定施設の種類の数変更届」 工事開始の日の30日前までに届出ること
	工事開始の日の30日前までに届出ること	「新たに追加された特定施設の届出書」 特定施設となった日から30日以内に届出ること
廃止	「特定施設使用全廃届」 廃止後30日以内に届出ること	「特定施設使用全廃届」 廃止後30日以内に届出ること
氏名等変更	「氏名等変更届」 変更後30日以内に届出ること	「氏名等変更届」 変更後30日以内に届出ること
承継	「承継届」 承継後30日以内に届出ること	「承継届」 承継後30日以内に届出ること
改善措置		「改善措置届」 改善後10日以内に届出ること

※新設、既設、変更、承継及び改善措置については、①「別紙」、②「付近見取図」、③「特定施設配置図」を添付すること